



リーガル コンパス

弁護士法人神戸シティ法律事務所
弁護士 山添 慎一郎
(兵庫県弁護士会所属)



第155回 役員退職慰労金の減額をめぐる最近の最高裁判決

1 役員退職慰労金を巡る紛争

株式会社の役員退職慰労金は、(定款で金額等を定めない限り)株主総会で決定することとされていますが、実務上は、役員退職慰労金規程(以下、単に「規程」といいます)に従って支給金額を決定することを取締役会等に一任する株主総会決議が行われることが少なくありません。

この場合に、取締役会等が、退職役員の前在任中の不適切な行為等を理由に、規程中の算定基準よりも低い額を支給金額として決定し、その決定の適法性が退職役員によって争われることがあります。

2 令和6年7月8日の最高裁判決

このような紛争について、近時、最高裁判所が参考になる判決を行いましたのでご紹介します。

この事件では、退職取締役の前在任中の3つの行為が問題となり、調査委員会の報告では、各行為による会社への損害額は、約4000万円(行為1)、約1億1000万円(行為2)、約2億円(行為3)と算定されていました。

会社の規程には、前在任中特に重大な損害を与えた退職取締役について、基準額から減額ができる旨の条項があり、取締役会は、この減額条項に基づき、退職慰労金の金額を(基準額約3億7700万円のところ)5700万円と決定しました。

第1審と第2審の裁判所は、行為3は(会社)「特に重大な損害」を与えたものではないと判断し、行為3による損害も含めて減額を行った取締役会の決定には裁量の逸脱・濫用があると判断しました。

これに対し、最高裁判所は、「前在任中特に重大な損害を与えた」という減額要件に該当するか否かや、減額後の退職慰労金の金額の判断について、取締役会に広い裁量があるとし、行為3が会社に損害を与えるものであったか否かにかかわらず、取締役会の判断に裁量の逸脱・濫用があるとはいえないと結論付けました。

3 減額決定を行う際の留意点

このように最高裁判所は取締役会の裁量を広く認めましたが、この判断にはいくつかの前提があります。

第1に、上記の最高裁判決は、取締役会の判断が株主総会の委任の趣旨に照らして不合理な場合に限り、取締役会の決定に裁量の逸脱・濫用があるとしています。この判断枠組みによれば、例えば、取締役会への委任を行う株主総会決議において、規程中の減額条項の取扱いについて一定の指針を与えられている場合には、取締役会もその指針に拘束される可能性があります。

第2に、上記の最高裁判決の事案では、減額要件を満たす場合の減額の範囲については規程に定めがなく、最高裁は、取締役会の裁量の根拠の一つとしてこの点を挙げています。このため、規程に減額の範囲の定めがある場合には、(株主総会決議による別途の方向付けがない限り)その範囲に拘束される可能性があります。

このように、取締役会の裁量の範囲は、株主総会の委任決議の内容や規程の文言により変化する可能性があることに留意する必要があります。

さらに、最高裁判所は、裁量を広く認めつつも、無条件に取締役会の判断を是認するのではなく、①不正が報道により広く知れ渡り、会社の社会的信用が毀損されたこと、②利害関係のない弁護士等で構成された調査委員会の報告を踏まえて決議を行っており、調査委員会が収集した情報に不足はうかがわれないこと、③取締役会において(不支給案の検討も含めた)相当程度実質的な審議がなされたことを指摘しています。このような判断に鑑みると、第三者機関の関与の有無、取締役会等における実質的な審議状況、審議の前提とした情報・事実の正確性や十分性が考慮される可能性は高く、これらの点に留意して減額決定を行うことで、取締役会等での判断が裁量の範囲内と判断される可能性は高まると考えられます。